

上尾市上尾丸山公園及び上尾市自然学習館外施設の管理に関する年度協定書（案）

上尾市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和８年３月〇日に、上尾市上尾丸山公園及び上尾市自然学習館外施設（以下「本施設」という。）の管理に関して締結した上尾市上尾丸山公園及び上尾市自然学習館外施設の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）第５３条の規定に基づき、令和〇年度における協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第１条 年度協定は、本施設の管理及び運営に関する業務（以下「管理業務」という。）の各年度の内容及び管理業務の実施の対価として支払われる指定管理料等を定めることを目的とするものである。

（年度協定の期間）

第２条 この年度協定の期間は、令和〇年４月１日から令和〇年３月３１日までとする。

（業務の内容）

第３条 甲及び乙は、前条の年度協定の期間中の管理業務の内容は、事業計画書に定めるとおりであることを確認する。

（指定管理料および支払い等に関する事項）

第４条 甲は、基本協定第３６条第１項で定める上限額のうち、令和〇年度の指定管理料として、金〇〇〇，〇〇〇，〇〇〇円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）を支払うものとする。

２ 乙は、前項に定める指定管理料について、次の表のとおり甲に対し、請求するものとする。

期別	支払月	支払額
第１四半期	〇月	金〇〇，〇〇〇，〇〇〇円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
第２四半期	〇月	金〇〇，〇〇〇，〇〇〇円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
第３四半期	〇月	金〇〇，〇〇〇，〇〇〇円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
第４四半期	〇月	金〇〇，〇〇〇，〇〇〇円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

３ 甲は、前項の請求があったときは、速やかに乙の指定する口座に

支払うものとする。

4 乙は、年度の事業報告書提出時に、当該年度の業務を完了した旨の通知を甲に提出しなければならない。また、乙は、上尾市公契約に係る労働環境の確認に関する要綱（令和3年10月26日市長決裁）に基づき、労働環境確認書及び支払賃金報告書を甲に提出しなければならない。

5 乙は、災害その他の特別な理由により、管理業務の実施に要する費用が第1項に規定する令和〇年度の指定管理料の額を超えることが明らかな場合においては、甲に当該指定管理料に関する協議を申し込むことができる。

（目標利用者数）

第5条 基本協定書第8条第3項の定めによる目標利用者数は以下のとおりとする。

上尾丸山公園：〇〇人

上尾市自然学習館：〇〇人

（疑義等の決定）

第6条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、甲と乙との協議の上、これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和〇年4月1日

上尾市本町三丁目1番1号

甲 上尾市

上尾市長 畠山 稔

〇〇（住所）

乙 〇〇（団体名）

〇〇（肩書） 〇〇（代表者名）